


平成30年3月29日

収 支 報 告 書

関市議会議長 三輪 正善 様

会派の名称 日本共産党関市議員団

代表者氏名 猿渡 直樹 

関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、平成29年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
交 付 金	240,000	政務活動 10,000円×12か月×2人
会 派 負 担 金	0	
収 入 合 計	240,000	

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
研 究 ・ 研 修 費	208,600	5/15～16 市町村議会議員研修会 他
調 査 旅 費	0	
資 料 作 成 費	2,497	コピー・印刷代
資 料 購 入 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
事 務 費	0	
支 出 合 計	211,097	

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 28,903 円



①

領収証

日本共産党関市議団 様

¥29,000—

但、第40回市町村議会議員研修会 in 神戸(2017年5月15日・16日)受講料として 上記正(領収)金(領収)しました。
2017年4月14日

株式会社自治体研(株)

代表取締役 福島 謙

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話番号 03-3235-5941

参加者様ご氏名: 猿渡 直樹 様

受付番号: 073

①

領収証

日本共産党関市議団 様

¥29,000—

但、第40回市町村議会議員研修会 in 神戸(2017年5月15日・16日)受講料として 上記正(領収)金(領収)しました。
2017年4月14日

株式会社自治体研(株)

代表取締役 福島 謙

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話番号 03-3235-5941

参加者様ご氏名: 小森 敬直 様

受付番号: 072

②

領収証

Receipt

領収証No. 170414-0561-0002
ReceiptNo.

Received From
関市共産党 議員団 様

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

領収金額 The sum of ¥25,400 - (JPY)

領収日 2017.04.27
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し
In payment of 5/15 JR代

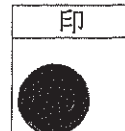
入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥25,400
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥25,400

東京都千代田区外神田 1 - 1 6 - 8

TOUR 株式会社農輔観光
NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗：めぐみの営業支店
(Office)



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

3

領収証

Receipt

領収証No. 170629-1009-0001
ReceiptNo.

Received From
共産党 関市議員団 様

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

領収金額 The sum of **¥45,200 -** (JPY)

領収日 2017.07.18
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し 7/22 旅費
In payment of

入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥45,200
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥45,200

東京都千代田区外神田1-16-8
 **株式会社 農響観光**
 NOKYO TOURIST CORPORATION
 発行店舗: めぐみの営業支店
 (Office)



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。
What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

④

領収証No. D-2017259

2017年 7月22日

(FAX)

領 収 証

日本共産党関市議員団 (小森敬直)様

金 額	¥24,000-
-----	----------

但し 第59回自治体学校in千葉代として

学校参加費, 現地分科会を含む

上記金額正に領収いたしました。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 現金 |) |
| 2. 小切手 |) |
| ③. 振込 |) |
| 4. クレジット(|) |
| (¥ |) |
| 5. その他(|) |

50,000円以上
収入印紙

株式会社



千葉支店

扱者: [Redacted]



⑤

領収証No. D-2017261

2017年 7月22日

(FAX)

領 収 証

日本共産党関市議員団 (猿渡直樹)様

金 額	¥16,000-
-----	----------

但し 第59回自治体学校in千葉代として

学校参加費を含む

上記金額正に領収いたしました。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 現金 |) |
| 2. 小切手 |) |
| ③. 振込 |) |
| 4. クレジット(|) |
| (¥ |) |
| 5. その他(|) |

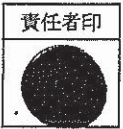
50,000円以上
収入印紙

株式会社



千葉支店

扱者: [Redacted]



⑥

領収証No. D-2017258

2017年 7月22日

(FAX)

領 収 証

日本共産党関市議員団 (小森敬直)様

うち
政務活動費分
20,000円

金額	¥20,520-
----	----------

但し 第59回自治体学校in千葉代として

宿泊費(朝食付き)を含む

上記金額正に領収いたしました。

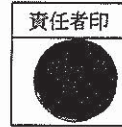
- | | |
|-------------|--|
| 1. 現金 | |
| 2. 小切手 | |
| ③. 振込 | |
| 4. クレジット() | |
| (¥) | |
| 5. その他() | |

50,000円以上
収入印紙

株式会社 日本旅行 千葉支店



扱者: [Redacted]



⑦

領収証No. D-2017260

2017年 7月22日

(FAX)

領 収 証

日本共産党関市議員団 (猿渡直樹)様

うち
政務活動費分
20,000円

金額	¥20,520-
----	----------

但し 第59回自治体学校in千葉代として

宿泊費(朝食付き)を含む

上記金額正に領収いたしました。

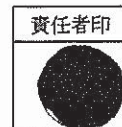
- | | |
|-------------|--|
| 1. 現金 | |
| 2. 小切手 | |
| ③. 振込 | |
| 4. クレジット() | |
| (¥) | |
| 5. その他() | |

50,000円以上
収入印紙

株式会社 日本旅行 千葉支店



扱者: [Redacted]



関市議会議長 様

平成29年5月30日
議員名 小森敬直

下記のとおり研修会に参加しましたので報告します。

1. 期日 平成29年5月15日(月)～5月16日(火)の2日間
2. 研修名 第40回市町村議会 議員研修会 in 神戸
3. 場所 兵庫県神戸市中央区北野町1丁目
4. 会場名 クラウンプラザホテル神戸
5. 研修目的 最新の政策課題をじっくり学ぶ事



6. 感想、所見

5月15日と5月16日の2日間、自治体研究社主催で第40回市町村議会議員研修会が開催されました。日本共産党関市議員団は6月議会を前に新たな政策課題についてじっくり研究するための機会として、研修会に参加しました。

1日目は全体会で記念講演が行われました。「自然への構え—事前復興政策と受援力を考える」と題して西堀喜久夫さんです。西堀さんは愛知大学地域政策学部教授です。1995年の阪神淡路大震災時には神戸市真野地域に滞在して震災とコミュニティについて観察と研究を行い、2011年から東日本大震災と地方自治、地域連携に関する研究を行っておられます。

講演はまず始めにとして、1995年の阪神淡路大震災から22年経った。この間、地域の名前がついた主な地震だけでも平均2年に1回を超えている。熊本地震では2016年4月14日に大きな地震が起きたこれが本震かと思われましたがその後これを超える地震が起きこれが本震となった。そして毎日マグニチュード5を超える地震が起き、対応がごてごてとなった。マイカー避難者の中にはエコノミー症候群の発生、罹災証明書の遅れ、救援物資の手配など様々は問題が浮き彫りとなった。この間様々な教訓を引き出しながら防災、減災、備えの重要性が起きてきた。

1として、自然災害をどうとらえるかについては、人間社会は自然災害を避けるために自然を理解し、人間の能力を超える自然の変動に対して災害とならないように共有する工夫をしてきた。そして、防災技術を発達させた、また自然災害を制御しようとしてきました。東日本大震災では、津波被災地で神社のあるところは津波を避ける事が出来る場所がある。沿岸地域では215中75%であった事がわかった。子孫に安全な場所という事で避難のシンボルとして神社をつくって安全な地点とした。これは一理あると思った。

また、自然災害は社会全体では社会的損失は経済的力を弱める事、社会的弱者、経済的弱者に被害が台となる。また、社会の有り方も大きな影響があることが東日本大震災で福島原発のメルトダウンは取り返しのつかない物となった。危険性の過小評価にあった。

最後に事前復興の視点で減災、防災計画をつくるという問題では、阪神・淡路大地震、から生まれてきたもので、当時は区画整理や復興開発という方法で混乱に乗じて実施された感があり、住民の反対があった。地域が衰退し、復興格差をもたらす計画になってしまったことがある。避難所のありかた、運営方法、仮設住宅の建設方針、災害公営住宅の建設方針、復興計画、住民参加・住民協働、行政の役割、計画の見直しなど基本的な考えと方針を決めておくことが大切と述べておくことはたくさん課題があるが、その地域ごとに課題を明確にして取り組むことが大切だと思われる。

2. 「受援力」について。

受援力を高めるといいます。これは支援を受ける体制を被災地が整えておかなければせっかくの支援も効果が減殺されてしまうという事があきらかになったということです。被災地としてどんなことを他に支援をしてもらうかあらかじめ明確にしておくことのように。人間は単独で生きているものではなくお互いに助け合って生きている。助け合ってこそ自立が生まれる。(東大・安富歩教授) 自治体も同じで、自分たちにできる事と、支援を求める事を明確にしてこそ受援力が高いと言われる。自立性が高い、自治力のある自治体と言える。そのとおりだが、課題がたくさんあると思われる。

たくさんの資料を使つての講演でした。災害について計画そのものの考え方を学んだ気がしました。

2日目は分科会でした。

私は「中小企業を軸にした地域経済振興の在り方」についての分科会に参加しました。関市での中小企業の発展をどのように前進させるか。また、中小企業基本条例の制定をするように市に申し入れている事からもです。条例の制定をしても制定ありきで、どのような中小企業の現状なのかを知らなければならぬ事はわかっていましたが、現実的に制定をした経験も知りたかったからです。

最初の講義は、植田浩史さんです。植田さんは、東大経済学部を卒業され、現在東京都港区政策創造研究所所長を始め大阪府八尾市産業振興アドバイザーなどをやって見えます。まず、①日本経済、地域経済の現状から中小企業を軸にした地域振興が必要であることを理解すること。②中小企業を軸にした地域振興とはどのようなものか。③実際に地域振興を実践している事例に学ぶこと。の3つがあげられます。

講義は、大阪府八尾市で藤原電子工業の代表取締役の藤原義春氏が実際の振興条例を制定、改正までを実践してきた人です。

題は「中小企業振興条例で元気な日本経済を」です。

気になったところをメモしました。

●まず、日本経済の現状についてです。

1990年代の初めバブル経済崩壊後、20年以上にわたる低成長、ゼロ成長時代に入った事。成長率が低い。実質賃金が伸びていない。消費税増税後は消費が伸びない。実感なき経済成長となっている。

今日の日本経済が次にあげる問題に直面している。

- ①大手メーカーのグローバル生産体制の再編が進むなかで、国内での生産は縮小再編。
- ②GDPゼロ成長の加え、高齢化社会、人口減少による国内生産の伸び悩み。
- ③東京首都圏への経済活動の一極収集化。
- ④所得格差、地域格差、格差構造の広がり。
- ⑤商店、病院などの生活基盤の喪失。
- ⑥労働力人口の減少で人手不足。
- ⑦災害による地域経済への影響。

日本経済の問題は、企業数で99%を占め、従業員数の70%が働いている中小企業の問題でもある。

中小企業で働く従業員数が日本全体の平均を下回っているのは東京と大阪だけ。

おおくの都道府県では地域経済に中小企業の動向が地域経済、地域生活に大きく影響を及ぼしています。中小企業の減少は地域の雇用を縮小させ、経済活動を停滞させ、生活を困難にする一つの要因となっている。

中小企業の重要性は最近になって注目されてきている。前までは、大企業が安定しなければ発展がないかのようにしか国も言わなかった。

2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」ここに書かれている事は画期的な事。
「中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える・・・中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす」

企業活動は、新たな価値を生み出し、経済循環をもたらす。

●地域における中小企業振興

日本の振興政策の歴史は古い。体系的に進められてのは、1963年に「中小企業基本法」が制定されました。

地域での中小企業の課題。

自治体の役割は重要。

市町村の中小企業振興の困難な状況。なかなか取り組みが進まないのは。

- ①国が考え、地方は実行するという意識。
- ②市町村の仕事として中小振興が位置づけられていない。
- ③専門家がない。
- ④数字に明確に表れるような成果が出しにくい。などの問題がある。

●中小企業基本条例とは。

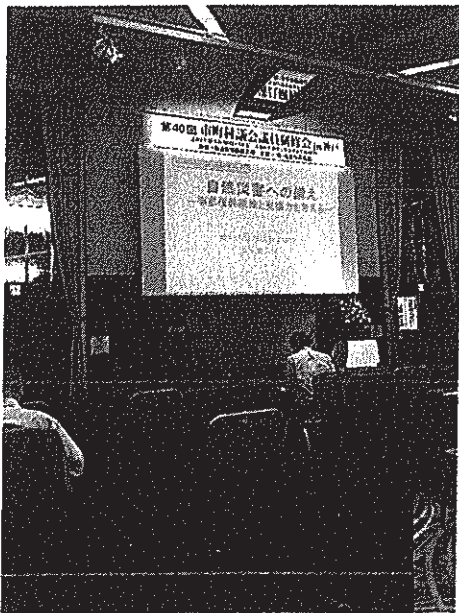
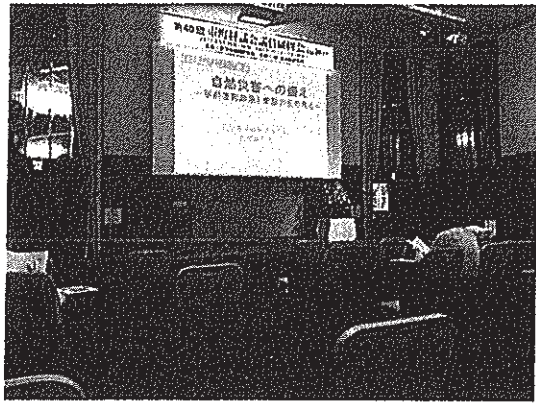
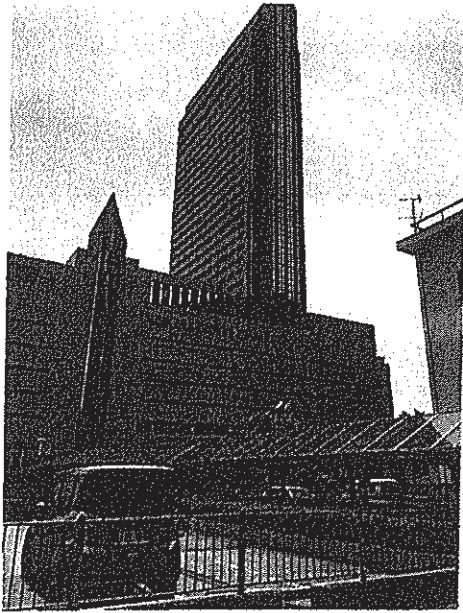
中小企業の現状認識について話されました。これは今の景気が回復しているというのではかなり認識が異なるお話でした。

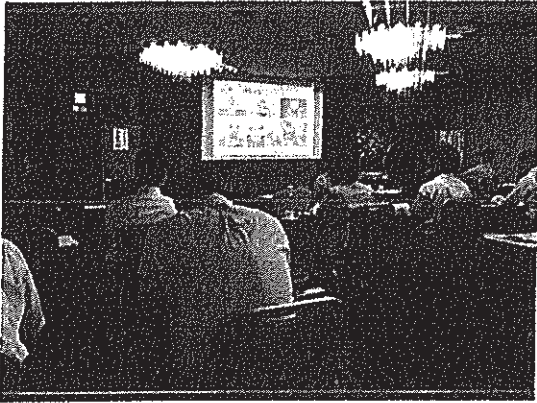
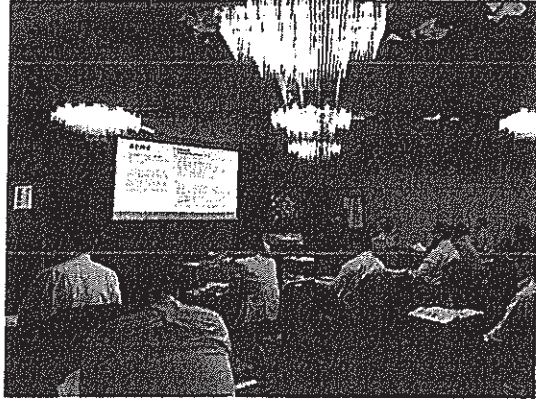
自分たちの地域の特徴をつかむことがまずは最初にやることかなと思いました。

条例ありきではだめだと思いました。

たくさんの意見を聞くことができました。関市においての中小企業の振興に役立てたいと思います。

以上。





平成29年度政務活動費報告・添付資料

関市議会議長
三輪 正善 様

日本共産党関市議員団
猿渡 直樹

平成29年度会派研修について (1)

平成29年度の政務活動費を使用して実施した会派研修について、以下に報告します。

第40回市町村議会議員研修会 in 神戸

(1) 実施 平成29年5月15日(月)～16日(火)

(2) 概要

「市町村議会議員研修会」は、自治体問題研究所が企画し、(株)自治体問題研究社が主催する形で開催されるものです。そのうちの第40回の研修会に小森敬直議員と共に会派2名で参加しました。会場は神戸市の「ANAクラウンプラザホテル神戸」のホール及び会議室でした。1日目の全体会では記念講演に2名で参加し、2日目の「選科」は小森議員が選科Aを、私が選科Bを選択し、それぞれ受講しました。

(3) 研修の成果等

関市は東海地震・南海トラフ地震など海洋型巨大地震の被害想定地域であり、直下型地震による被害も懸念されるところです。1日目の全体会の記念講演「自然災害への備え—事前復興政策と受援力を考える」(愛知大学大学院・西堀喜久夫氏)は、今後の市の自然災害への備えについて具体的な課題を考えていく上で、新しい考え方と方法を学ぶ機会となりました。

2日目は「選科B 『我が事』として『丸ごと』国保の都道府県化をとらえる～地域の医療・介護保障をどう進めるか～」(三重短期大学・長友薫輝氏)に参加しました。2018年度(平成30年度)からスタートする国民健康保険の都道府県単位化に、地方議員としてどう取り組むかというテーマを持って臨

みました。当時、制度移行後に国保税負担が大幅に引き上げられる可能性が指摘されており、関市の国保税が具体的にはどうなるのかまるでわからない状況の中で、尾関健治市長が国保税負担を抑制・軽減するための一般会計から国保会計への政策的繰入金の削減方針を打ち出していました。長友教授の講義は、国の動向を含め最新の情報を伝える内容で、国保の都道府県単位化の複雑な内容の詳細について時間をかけて学ぶ機会となり、私達地方議員が制度移行の行方を見極める上で重要な意味を持つものでした。

平成29年の市議会定例会で、私達の会派は一般質問等で繰り返し国保問題を取り上げ、平成30年度の国保税増税を回避し、負担軽減を進めるよう求めてきました。私達の主張が全面的に採用されたというわけではありませんが、制度移行の円滑化を図るための国の支援金と市の国保基金を財源として、平成30年第1回定例会で国保税の大幅な引き下げが実現しました。5月のこの研修会の講義は、市議会における国保都道府県化についての私達の論戦の足がかりとなった意義深い研修として、私の記憶に残るものとなりました。

以上

研修会等参加報告書

関市議会議長 様

平成29年8月2日

議員名 小森敬直

下記のとおり研修会に参加しましたので報告します。

記

- 1 日時 平成 29年 7月 22日(土)～
平成 29年 7月 24日(月)
- 2 研修名 第59回自治体学校 in 千葉
- 3 場所 千葉県千葉市中央区青葉町977-1
- 4 会場名 青葉の森公園芸術文化ホール
- 5 研修目的 住民参加で輝く自治体をつくる



6 感想、所見等

第59回自治体学校が7月22日から7月24日まで千葉市で開催されました。

初日は、全体会で、「住民参加で輝く自治体を」と題して、記念シンポジウムが行われました。

コーディネーターとして京都大学大学院教授の岡田知弘さん。シンポジストとして、一ツ橋大学名誉教授の渡辺治さん、シンポジストとして奈良女子大学大学院教授の中山徹さんの3名がそれぞれ報告をされました。

岡田知弘さんは、今の時期の政治の大きな変化として、安倍首相の「改憲発言」、「森友、加計学園問題」での国政私物化問題、東京都議選での自民党の敗北など、今回の自治体学校のレジメに付け加えなければならないことが多かった。それほど情勢の激動があったことを報告されました。また、世界情勢では世界各国で広がる新自由主義的グローバリズムに対する反発と政治変動が起こっていることも話されました。

地方自治体については、「地方創生」の名で、国家戦略特区構想が打ち出されてきている。それはトップダウンによる財政誘導、民営化誘導のトップランナー方式の導入などが進められてきている事が表れている。

一方では、多数者の住民のための自治体による新たな地域政策の広がりも進んでいる。として、「中小企業振興基本条例」の内容と水準が高まり、現在261自治体、43都道府県に広がっている。

地方では、住民参加を「新しい公共」として位置づけ、「下請け」として限定づける動きが強まっていると強調されました。

続いて、都議選の結果と小池都政の行方について渡辺治さんが話されました。安倍政治に幻滅してその不満を小池・都民ファーストが受け皿にした事。それが日本、東京にどのような影響をあたえるかについては、子育て・保育や築地での不満にこたえつつ、安倍ノミクスとドッキングして新自由主義の継承を図っていくことなどを細かく説明されました。

最後に、中山徹さんは「開発型自治体の典型として大阪維新の政治」について解説されました。維新政治の特徴として、地域の諸問題を大型開発で乗り越える事。それには市民向け予算の削減や民主主義、民主教育の軽視。その中には住民投票の再挑戦。組合攻撃、徹底した競争型教育などがあげられる。そして1990年代と現在の比較では都市間競争が行われ、過大な人口増加予測で都市再開発、工業団地が起債で作られた。現在では自治体が消滅し、人口減と予測がされコンパクトシティや市民向け予算の削減が進められている。

以上、これまでの自民党政治の流れと現在進めている政府の政策がぴったりかみ合う説明でわかりやすかった。

関市の予算も政府の進める方向と同じ方向に向かっている。その立場で政策論争をする必要がある。目先の政策に惑わされ、本質を見抜くには国の方向を学ぶことが大事だと痛感した。

2日目は現地分科会「戦跡とオスプレイ整備拠点をめぐる」に参加しました。

- ① 赤山地下壕を見学しました。海上自衛隊館山基地の南側の通称「赤山」と呼ばれる小高い山があるが、その岩山の中に関東大震災後に進められた地下壕がある。海軍の専門職員によって建設されたといわれる。自力発電所や応急診療所や格納庫などがあり、本格的な指揮、兵舎、病院、武器格納庫などは、基地の司令部的役割を果たしていたことがわかる。
- ② 木更津基地は陸上自衛隊木更津駐屯地は日米地位協定によって、米軍の専用基地となっている。「K格納庫」を基地の外からの見学となったが整備されているオスプレイは残念ながら確認できなかった。

3日目は全体会で、特別講演「社会教育・公民館の役割と地方自治」として長澤成次さんのお話を聞いた。

まず、公民館は社会教育として位置づけられていること。「公民館」は憲法に保障された施設であること。これは、法的には「新憲法を日常生活に具現するための恒久的施設」としていることである。昭和22年には新憲法発布記念で公民館設置奨励についてとして公民館は作られていくのである。

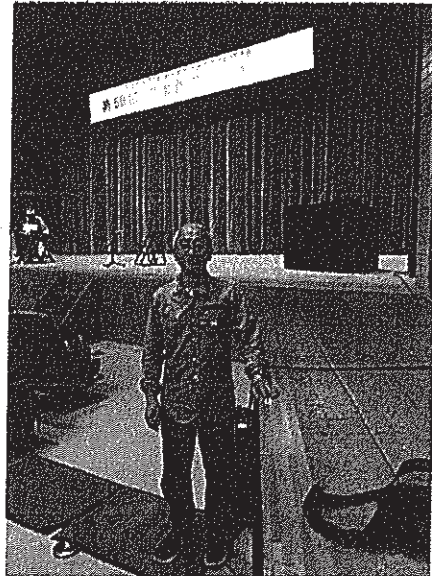
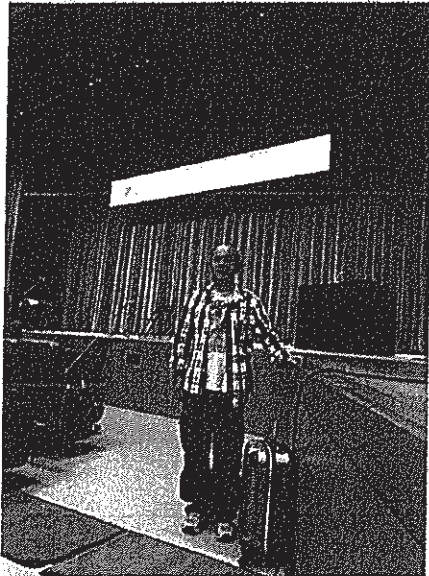
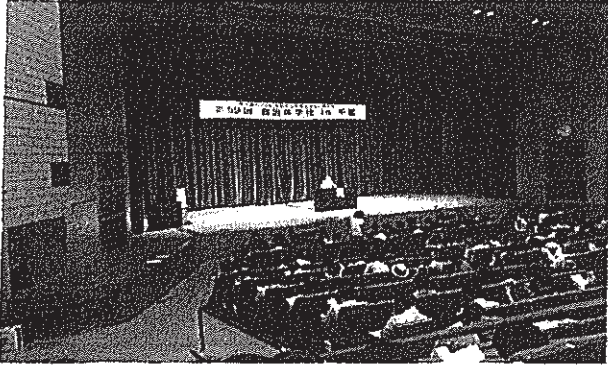
戦後の教育法制における社会教育の推進がある。公民館をなくすことは慎重に進められる。自治体は住民が合意しなければ簡単には壊したり撤去したりすることはできないことになる。

現在、公共施設の統廃合が行われているが、社会教育施設としての位置づけでは、経済的理由で統合・廃止することには、もっと市民的議論が必要である。

これには大変勉強になった。

以上。

7 参考資料 記念シンポジウム 本会場



現地分科会「赤山」地下壕



平成29年度政務活動費報告・添付資料

関市議会議長
三輪 正善 様

日本共産党関市議員団
猿渡 直樹

平成29年度会派研修について(2)

平成29年度の政務活動費を使用して実施した会派研修について、以下に報告します。

第59回自治体学校 in 千葉

(1) 実施 平成29年7月22日(土)～24日(月)

(2) 概要

「自治体学校」は、自治体問題研究所が中心となって組織される実行委員会の主催で年に1回開催されているもので、全国の地方議員や自治体職員、市民運動に取り組む人などが多数参加する研修の場です。2017年の第59回自治体学校は、安倍晋三首相が憲法記念日に国会外で自ら憲法9条改憲方針を提起するという異常事態が起こった中で、「憲法施行70周年 共同を広げ地方自治に輝きを」を大会テーマとして千葉市で開催され、小森敬直議員と共に会派2名で参加しました。7月22日・24日の全体会会場は「青葉の森公園芸術文化ホール」、23日の分科会会場は「植草学園大学」でした。

3日間の主な内容は、

- 22日 全体会—記念シンポジウム「住民参加で輝く自治体を」
(京都大学・岡田知弘、一橋大学・渡辺治一橋名誉教授、奈良女子大学・中山徹の各氏)
- 23日 第4分会会「上下水道のコンセッション・広域化は住民から『いのちの水』を奪う！」
- 24日 全体会—特別講演「社会教育・公民館の役割と地方自治」
(千葉大学・長澤成次名誉教授)

この3日間のうち、22・24日の全体会は2名そろって参加し、23日の分科会は小森議員とは別行動でした。

(3) 研修の成果等

全体会においては、現在の日本国憲法の下で、住民のための自治体づくりを通じて地方自治をいっそう発展させる立場から諸問題が取り上げられたと思います。特に、3日目の特別講演「社会教育・公民館の役割と地方自治」では、戦後、主権者となった国民が、戦前の価値観から抜け出し、日本国憲法の示す平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を柱とする新しい価値観を身につけて、文化的・平和的な民主国家を支えていくためのものとして社会教育が教育行政に位置づけられてきたこと、公民館が社会教育のために必要な施設として設置されたことについて、その意義を再認識することができました。

2日目の第4分科会「上下水道のコンセッション・広域化は住民から『いのちの水』を奪う！」は、自分で選択して参加した分科会です。この分科会に参加したのは、関市において、水道の老朽管更新問題が水道料金の取り扱いと共に今後の大きな課題であること、水道事業の民営化が将来的な検討の対象となっていることから、これらの課題に取り組むために、水道事業の在り方について自らの知見を高めたいとの思いがあったからです。

第4分科会は9:30~16:00まで、地方自治体の水道事業に携わる現場の自治体職員が中心となって運営されました。基調報告のほか、地方議員や自治体職員から、全国各地でおこっている水道事業の変化や問題点が報告され、とても興味深い内容でした。

「コンセッション方式」という用語を、私はこの分科会で初めて学びましたが、公共施設の所有権と運営権を切り離し、運営権のみを民間に売却するやり方のことです。水道事業でこのコンセッション方式を取り入れる動きが起こっていることや、不合理な「広域化」が推進されていることを、事例をもって知ることができました。

政府が「民間で出来ることは民間に」という乱暴なスローガンで推進する公共事業の民営化がなかなか進まない、その中でいわば民営化への呼び水となる中間的な制度として「指定管理者制度」がすでに導入され、関市もこれを多用しています。指定管理者制度は、「料金を指定管理者に収受させる」という点で、従来の業務委託とは一線を画し、民間の「経営努力」を活用して「行政のスリム化」を図ることで、公共事業を民営化の方向に導こうとするものです。「コンセッション方式」はこれを更に進めて「運営権を民間に売却」することで、民営化の度合いを高めた方式ということであろうと思いました。

分科会のタイトルにあるように、地方自治体の水道行政は、住民の「いのちの水」を供給する事業であり、自治体においてとても重要な仕事のひとつです。言い換えれば、水道事業は民間に委ねることが最も不適切な部門です。本来ならば、「水道事業の運営権を民間事業者に売り渡す」という発想は、生まれてく

るはずのないものだと思います。コンセッション方式の導入は、民間ならば人件費等を削減できて安上がりになり「行政経費削減」になる、それを広域的にやればいっそう「効率的」だという民営化の発想そのものです。それでも事業の公共性と自治体の責任を否定することができないため、すべて売却する完全民営化と区別して、「運営権は手放しても所有権は手放さないから自治体の責任放棄ではない」というような、ある種のごまかしの論理が根底にもつ方式だと考えられます。

しかし、水道事業の運営権を売却することは「いのちの水」を売り渡すに等しい行為です。また、運営権を手放せば、水道事業を現場で支える技術者が自治体にいなくなり、技術力を失えばやがて管理能力の低下も招くこととなります。自治体は、そのような道を選ぶのではなく、水道事業のように暮らしの根幹を支える公共事業の直営を維持するべきであるとの確信を得ました。大きな刺激を受けた有意義な分科会でした。

その後、関市議会では、平成29年第4回定例会で、市当局から機構改革の提案があり賛成多数で可決されました。この機構改革は第5次総合計画に合わせたものとのことでしたが、学校教育部門を除く社会教育部門（具体的には生涯学習課、文化課、スポーツ振興課の3課）の行政執行を「代執行」という形で教育長が市長に委ねること、水道部を廃止して建設部と統合し新たに基盤整備部とすること—という2つの内容を含んでいました。この2点は、単なる部課の再編成とは異なるもので、市の行政執行に質的な変化を与える可能性の高い大きな変更であり、そのリスクを考慮すると市の将来にとってはよくないことだと、今も私は考えています。

また、関市議会平成30年第1回定例会では、「関市企業立地促進条例の一部改正」が賛成多数で可決されました。市内に新たに事業所を設置する水道使用量の多い事業者に奨励金を交付することで企業立地を促進するという内容で、私達の会派はこの条例改正にも反対しました。

市議会における当会派の主張等をここで繰り返すことは差し控えますが、上述の市長提案をどう考えるかという問題に自分が直面したとき、第59回自治体学校の分科会や特別講演で学び考えたことが、自分の考えをまとめる上で大いに役に立ったと思っています。

以上をもって、私からの会派研修報告とします。